### **①　株式無償割当ての場合**

**ａ．割当ての目的**

**ｂ．割当ての内容**

・　株主に割り当てる株式の種類及び数（数を定めずに算定方法を定める場合にはその方法）、割当てを受ける株主の有する株式の種類、割当てに際して交付する株式の総数（新株式・自己株式の内訳を含む。）を記載する。

**ｃ．割当ての日程**

・　株主確定日（基準日を設定する場合には基準日公告日及び基準日）、効力発生日を記載する。

**ｄ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

### **②　新株予約権無償割当ての場合（コミットメント型ライツ・オファリングに限る。）**

**ａ．割当ての目的及び理由**

**ｂ．割当方法**

**ｃ．割当ての日程**

**ｄ．株主に割り当てる新株予約権の内容**

**（ａ）新株予約権の目的となる株式の種類及び数**

**（ｂ）新株予約権の総数**

**（ｃ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその１株当たりの金額（行使価額）並びにその算定根拠**

**（ｄ）行使請求期間**

**（ｅ）行使の条件**

**（ｆ）取得事由・取得対価・その算定根拠等**

**（ｇ）資本組入額（行使によって株式を発行する場合）**

**（ｈ）行使請求受付場所及び払込取扱金融機関**

**ｅ．取得条項に基づいて取得した新株予約権の処分予定の内容（引受証券会社名、処分価額及び引受証券会社による権利行使の予定等）**

**ｆ．既存株主等の動向**

**ｇ．行使状況の公表方法**

・　新株予約権の権利行使期間中における行使状況及びその時点における発行済株式総数を公表する際の公表方法並びにその頻度を記載する。

※　新株予約権の権利行使期間中における行使状況及びその時点における発行済株式総数を公表することによって、各株主の株券等保有割合の算出にあたって分母となる数を更新することが可能となり、合理的な範囲を超えて大量保有報告がなされる事態を防止する効果が期待される。

※　上記開示事項に代えて、行使状況の開示をする必要がないと考える理由を開示することができる。

**ｈ．引受契約の概要**

・　引受証券会社との間で締結した引受契約の概要を記載する。引受証券会社（引受証券会社が第三者に権利行使させることを予定している場合は、当該第三者を含む。）が新株予約権の譲受け及び行使にかかる義務の全部又は一部を免れる場合が定められているときは、特に詳細に記載する。

**ｉ．資金使途**

**ｊ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

### **③　新株予約権無償割当ての場合（コミットメント型ライツ・オファリングを除く。）**

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　ノンコミットメント型ライツ・オファリングである場合には、それが判別できるようにする。 |
| １．割当ての概要 | ・　割当ての概要として下記事項を記載する。（１）株主確定日及び割当日（基準日を設定する場合には基準日及び割当日）（２）割当てを受ける株主の有する株式の種類及び株主に割り当てられる新株予約権の数（３）新株予約権の目的となる株式の種類及び数（４）発行新株予約権総数（新たに発行する新株予約権・自己新株予約権の内訳を含む。）及び割当てによる潜在株式総数（５）新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額及びその１株当たりの金額（６）新株予約権の権利行使期間（７）行使条件を付す場合はその内容（８）取得条項を付す場合はその内容（９）行使請求の方法（10）その他投資判断上重要又は必要な事項 |
| ２．割当ての日程 | ・　割当てに係る日程として下記事項を記載する。（１）取締役会決議日（２）総株主通知請求日、株主確定日及び割当日（基準日を設定する場合には基準日公告日、基準日及び割当日）（３）新株予約権の上場日、売買最終日及び上場廃止日の予定日（上場を予定している場合に限る。）（４）新株予約権の権利行使期間（５）取得条項を付す場合には取得日及び取得した自己新株予約権の譲渡日 |
| ３．割当ての目的及び理由 | ・　割当ての目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。・　特に、ノンコミットメント型ライツ・オファリングの場合には、ノンコミットメント型ライツ・オファリングによる資金調達を選択した理由について、わかりやすく具体的に記載する。※　具体的には、次の観点により記載するよう留意する。　　　・　自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性　　　・　株式の希薄化による株主に対する影響　　　・　既存株主にとってのメリット及びデメリット（ノンコミットメント型ライツ・オファリング以外の方法（公募、コミットメント型ライツ・オファリング等）による資金調達方法との比較を含む。） |
| ４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期 | ・　調達する資金の額（差引手取概算額）、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。※　権利行使されない（調達額が変動する）可能性も踏まえて記載する。※　資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要となります。また、後日、資金使途及び支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要となります。※　資金使途がＭ＆Ａ（企業買収、資本提携等をいう。）である場合には、Ｍ＆Ａの実施に伴う将来の事業構想（Ｍ＆Ａを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及びＭ＆Ａに資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）を記載する。※　ノンコミットメント型ライツ・オファリングの場合は、フィナンシャルアドバイザー等の名称及び割当てに当たって支払う手数料、報酬等の額を記載する。 |
| ５．資金使途の合理性に関する考え方 | ・　調達する資金使途の合理性に関する考え方を記載する。※　調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。※　既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの１株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。 |
| ６．発行条件等の合理性 |  |
| （１）権利行使価額及びその算定根拠等 | ・　権利行使価額（新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額をいう）及びその算定根拠並びに株主に割り当てられる新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数及びそれらの数が合理的であると判断した根拠について、わかりやすく具体的に記載する。※　権利行使価額の算定において採用した株価及びディスカウント率並びに株主に割り当てられる新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数について、それぞれを採用するに至った考え、理由及び判断の過程をわかりやすく具体的に記載する。 |
| （２）取得条項及びその対価等 | ・　取得条項を付す場合は、その対価の算定根拠及び当該取得条項に基づいて取得した新株予約権の処分予定の有無及び内容（処分予定先、処分価額及びその算定根拠を含む。）について、わかりやすく具体的に記載する。 |
| ７．既存株主等の動向 | ・　需要状況又は権利行使の見込みを調査している場合は、その結果を記載する。※　調査の対象が多数にわたる場合は、一定の基準を定めて重要な調査結果又は調査結果の概要を記載することができる。※　大株主である既存株主等による権利行使の意向の記載にあたっては、持分比率を維持する意向があるかどうかについて、明確にわかりやすく記載する。※　大株主である既存株主等による権利行使の意向を記載した場合には、「開示事項の経過」として、その意向の内容が変更されたことを知ったとき、又は実際に権利行使されたことを知ったときに、速やかにその旨を開示する。・　大株主の異動が見込まれる場合は、権利行使後の大株主及び持株比率の見込みを記載する。 |
| ８．行使状況の公表方法 | ・　新株予約権の権利行使期間中における行使状況及びその時点における発行済株式総数を公表する際の公表方法並びにその頻度を記載する。 |
| ９．増資の合理性に係る評価手続きの内容 | ・　ノンコミットメント型ライツ・オファリングの場合には、増資の合理性に係る評価手続きの内容として、以下の事項を記載する。〔取引参加者による増資の合理性に係る審査を実施した場合〕・　増資の合理性に係る評価手続きとして、取引参加者による増資の合理性に係る審査を実施した旨、審査を実施した取引参加者の名称及び審査結果の概要を記載する。〔株主総会決議などによる株主の意思確認を実施する場合〕・　増資の合理性に係る評価手続きとして、株主の意思確認を実施する旨、当該意思確認手続きの内容及びその日程を記載する。 |
| 10．今後の見通し | ・　当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。・　今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。 |
| 11．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 | ・　外国居住株主の権利行使を制限する場合は、当該制限の内容並びに当該制限が株主平等原則及びその趣旨に反しないと判断した理由を開示する。・　現時点の発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数並びに割当てによる潜在株式数を記載する。 |
| 12．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 | ・　最近３年間の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益、１株当たり配当金、１株当たり純資産を記載する。・　また、最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集時の潜在株式数、行使状況、現時点での潜在株式数、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）を記載する。※　自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。※　上記開示事項について、財政状態、経営成績の急激な変動などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。・　最近の３決算期末における株価及び直近３か月の株価の推移も記載する。 |
| 13．発行要項 | ・　有価証券届出書記載事項のうち、当該新株予約権無償割当てのスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。 |

### **④　買収への対応方針の導入・買収への対抗発動に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合**

買収への対応方針の導入・買収への対抗発動に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行うことについての決定をした場合は、通常の開示事項に加え、以下の所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、公表予定日の３週間程度前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください。

（イ）買収への対応方針の導入に伴う場合

**ａ．買収への対応方針導入の目的**

**ｂ．スキームの内容**

**ｃ．買収への対応方針導入に係る手続・日程**

**ｄ．買収者出現時の手続**

**ｅ．株主・投資者に与える影響**

**ｆ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

※　スキームの内容については、特に発動・廃止等の判断主体やその判断基準について詳細に記載するとともに、買収への対応方針の合理性を高めるための工夫（たとえば、導入に際しての総会決議、全株式・全現金買収の場合には消却するといった客観的な廃止条件の設定、独立社外者の判断が重視される委員会の設置、第三者専門家の意見の取得、サンセット条項（定期的に買収への対応方針の内容や導入の是非を総会などで見直す条項）などの定期的な見直し条項、取締役の選解任要件及び任期等）についてわかりやすく具体的に記載することが必要となります。

（ロ）買収への対抗措置の発動に伴う場合

**ａ．当該決定に至った経緯及び理由**

**ｂ．今後の手続・日程**

**ｃ．株主・投資者に与える影響**

**ｄ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

※　上記（イ）の開示に係る表題には「買収への対応方針」、（ロ）の開示に係る表題には「買収への対抗措置」という文字を必ず含めてください。

※　導入の前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸案事項がある場合などには、上記よりも十分な余裕をもって東証まで事前相談を行うようにしてください。

※　買収への対応方針の導入に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行った以後、具体的に買収者が出現したとき、当該方針に基づく買収への対抗措置を発動したとき、又は買収への対応方針や買収への対抗措置を廃止したときにも、「開示事項の経過」として開示してください。また、買収への対応方針の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示してください。

具体的に買収者が出現した場合には、買収者に関する情報、買収提案に関する内容、会社の当該買収提案に対する考え方、今後の対応方針といった事項を、買収への対抗措置を発動又は廃止する場合には、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響といった事項を、それぞれ記載することが必要となります。

※　詳細は、「【買収への対応方針の導入等に係る上場制度の概要】」を参照してください。